

2025年2月14日

各 位

上場会社名 矢作建設工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 髙柳 充広

(コード番号 1870 東証プライム・名証プレミア)

問合せ先責任者 コーポレート本部 経理部長 佐口 芳樹

TEL 052-935-2348

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

(1)	売出株式の	当社普通株式	7,660,700株
	種類及び数		
(2)	売出人及び	株式会社りそな銀行	1,472,700株
	売出株式数	株式会社三菱UFJ銀行	1,472,700株
		有限会社山田商事	2,005,000株
		株式会社横浜銀行	762,300株
		株式会社三井住友銀行	500,000株
		株式会社あいち銀行	469,800株
		豊田信用金庫	211,300株
		損害保険ジャパン株式会社	140,600株
		株式会社鹿児島銀行	134,300株
		三井住友信託銀行株式会社	127,000株
		株式会社十六銀行	122,100株
		株式会社大垣共立銀行	121,700株
		株式会社名古屋銀行	121,200株
(3)	売 出 価 格	未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に	
		規定される方式により、2025年2月25日(火)から2025年2月28日(金)までの間	
		のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の	朱式会社東京証券取
		引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない	場合は、その日に先

この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

勘案した上で決定する。)

立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格を仮条件とし、需要状況等を

(4) 売 出 方 法 売出しとし、大和証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役副社長 山下 隆に一任する。
- 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2. を参照のこと。)
- (1) 売出株式の 当社普通株式 1,149,000株種類及び数 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会 社が当社株主より1,149,000株を上限として借受ける当社普通株式について 売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役副社長 山 下 隆に一任する。

<ご参考>

1. 売出しの目的

当社は、2030 年度に目指す姿として「課題解決&価値創造型企業」を掲げております。現中期経営計画 (2021 年度~2025 年度)は目指す姿の実現に向けて、加速度的に成長するための基盤を構築する期間として位置付け、事業規模拡大に向けた生産体制の強化や生産性を向上させる建設生産プロセスの改革、新規技術・サービスの開発、事業エリアの拡大、様々なパートナーとの価値共創に取り組んでおります。また、安全・品質レベルの向上、魅力的で働きがいのある職場環境の整備、SDGs への積極的な取組みなど、成長を支える経営基盤の確立にも注力しております。

これらの成長戦略と併せて財務・資本戦略による持続的成長への基盤構築に向けて、適切な株主構成の 在り方について検討し、金融機関を中心とした当社株主と継続的に議論を重ねて参りました。今般、当社が 能動的に当社株式に係る政策保有株式を早期に縮減させるとともに、株主層の裾野の拡大及び多様化によ り、当社の企業経営に対する規律を一層高めるべく本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて、当社株式の市場流動性を向上させることに加え、幅広い投資家層における当社の認知度の向上、当社の長期的な戦略をご支援いただける株主層の拡大及び拡充によって、株主構成の再構築を図ることで、株価のボラティリティの抑制と資本コストの低減を図り、更なる企業価値向上と持続的成長を目指してまいります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,149,000 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年3月26日(水)までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から 2025 年 3 月 26 日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケ

この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社りそな銀行及び株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である名古屋鉄道株式会社及び株式会社百十四銀行は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付及び株式分割等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で 当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。